

# 公益財団法人 公益法人協会 第51回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成31年3月8日(金) 16時～18時4分
- 2 開催された場所 エッサム神田ホール2号館8階「スカイルーム」
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名  
(出席) 太田達男、片山正夫、岸本幸子、亀谷(黒田)かをり、鈴木勝治、高宮洋一、田中 皓、鶴見和雄、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、橋本大二郎、早瀬 昇、堀田 力、山岡義典  
注) 橋本理事及び岸本理事はそれぞれ16時8分、16時15分、第1号議案説明時に着席した。  
(欠席) 浦上節子、福原義春  
(監事出席) 3名とも欠席(うち1名は出席予定であったが、親族の不幸があり急遽欠席となったものである。下記6の(1)参照)

## 5 議 題

### 決議事項

- 第1号議案「中期経営計画(2019～2021年度)の承認」の件
- 第2号議案「平成31年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件
- 第3号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第7回及び『西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金』支援金第2回各配分先の決定」の件
- 第4号議案「『就業規則』及び『準職員就業規則』の改定」の件
- 第5号議案「平成31年度役員報酬(4～6月)」の件
- 第6号議案「退任理事に対する退職慰労金」の件
- 第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

### 報告事項

- (1) 内閣府令の一部改正に関する意見募集及び公法協意見書
- (2) 制度改正要望活動の状況
- (3) 「民間法制・税制調査会」第二期活動計画
- (4) 平成30年度下期コンプライアンスの状況
- (5) 平成30年度入退会の状況
- (6) その他報告

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、理事総数15名中11名が出席(その後2名が出席し、13名出席となった)、2名が欠席予定であり、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席

を充足していることを確認し、また、監事は親族葬儀等やむを得ない事情により3名とも欠席するが、2月に開催した監事会にて収支予算案等を説明し、指摘事項は原案に反映したことにつき説明があった後、同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。

## (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長及び鈴木副理事長とし、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案『中期経営計画(2019～2021年度)の承認』の件

雨宮理事長から、2019～2021年度の3ヶ年「中期経営計画」である「3ヶ年Kプラン」(以下「Kプラン」)の導入部分について説明があった。説明によると、少子高齢化をはじめとする社会環境の変化はかつてないほどにめまぐるしく、また多発する自然災害も大きな脅威として眼前に存在している現代において、社会的課題を果たす非営利セクターの役割は今後ますます大きくなるばかりである。また、現在の社会的課題の解決だけでなく、将来の価値の創造のための公益活動は重要である。このような観点において、公益法人協会は今後どのようにあるべきなのか、ということがこの「Kプラン」のポイントである。方針の主眼は、昨年12月に開催した「新公益法人制度施行10周年シンポジウム」で、多くの公益法人の声をもとに採択された大会宣言の実現に向け、取り組みを開始し、持続していくことである。また、当協会の財政基盤を強固なものとするために、安定的な財源である会員からの会費収入の確保は大きな課題であり、会員の増強に一層の力を注いでいきたい。また、新しく法律家、会計研究家、会計税務の専門家等、実務家の総合専門的集団として、「公益法人研究学会(仮称)」を組成し、非営利法人界のシンクタンク的な機能を担いたい、とのことであった。

続いて鶴見常務理事から、「Kプラン」の内容について説明があった。説明によると、本経営計画の策定に当たっては、前回の「中期経営計画」(2015～2017年度)及び2018年度の単年度の事業計画の達成状況についてレビューを行った他、2018年11月には職員全員でワークショップを実施し、職員が考える将来像を汲み上げ、トップダウンとボトムアップの融合という形でこの計画を作り上げた。また、「長期経営計画 Project Coming10」(2014年度)に盛り込まれた76項目の提言事項についても検証した。このようにして、公法協が直面する問題点を洗い出し、その上で、目標とすべき課題を精査した結果、「Kプラン」の基本戦略を以下の3つとする。①大会宣言に盛り込まれた法改正の実現、②役職員一丸となった合意形成型の経営体制の実施、③公益法人界における全国組織(ナショナル・プラットフォーム)としての自覚の醸成とそれに根差した活動の強化、である。

このための施策として、既会員の継続性の確保(リテンションプラン)を基本に、非会員の新規公益法人(2008年12月以降の新設公益認定法人含む)へのアプローチ、現在6万に上る一般法人のデータベースの整備等に力を入れ、会員増強策による当協会の安定的な財源の確保に努めたい。また、創立50周年に向け組織整備を行い、スピード感とメリハリのある経営戦略に基づいた執行体制を確立し、Webや協会内システムに対する投資を中心とした適正な財産配分に努め、現行の公益目的事業を一層充実させたい、とのことであった。また、非営利法人デ

ータベースシステム「NOPODAS」の存続の如何については過去の理事会等でも指摘を受けており、苦渋の決断であるが全面的に撤退したい。なお、計数的には、3年後に2億5千万円の基礎収益力を確保したい。システムの投資見込みは、Web開発や顧客囲い込みのためのシステム増強等の新規投資が3年間で1,800万円、固定費用が基幹サーバの保守契約料として年間700万円、3年間で2,100万円かかるため、これに見合う収益力を確保したい。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## 第2号議案『平成31年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

鶴見常務理事から、同議案について説明があった。説明によると、平成31年度事業計画は第1号議案で承認を受けた「Kプラン」(2019~2021年度)の諸施策を達成するための初年度として位置づけるものである。説明によると、事業計画の要約は次のとおりである。

＜公益目的事業Ⅰ「普及啓蒙」＞①実務書ラインアップの充実、②当協会への入口というべきWebサイトの全面的改修、③創立50周年プレ・シンポジウムの開催、④国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人の制度理解促進、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥ユース(若者)世代との連携関係を企図したインターンシップ推進。

＜公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」＞①相談室機能のさらなる充実・拡大、②ニーズに合ったセミナー内容の見直し、③『公益法人』誌について「読まれる機関誌」のための内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」Webページの改修。

＜公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」＞①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」「定点アンケート」の継続実施、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員会の実施、③非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

＜法人管理＞①2018年11月に実施した「会員アンケート」の分析による会員ニーズの把握及び各事業担当との協力による会員サービスの強化、会員制度の再検討、社内システムの活用・機能拡充による新規会員獲得と現会員リテンション、会員参加型ワーキンググループの組成、「公益法人大賞」創設の検討等。

次に、別添の配布資料を元に平成30年度の財務状況の説明とともに、31年度収支予算について説明があった。説明によると、31年度は現段階では542万程度の赤字になる見込みである。これは、「Kプラン」の「投資する戦略」に基づいたITへの投資によるものであるが、公法協の将来の持続性を担保するための投資は行いたいと考えるのでぜひ承認いただきたい。ちなみに、30年度は739万円のマイナス予算を組んだが、現在のところマイナス300万円程度の決算を見込み、赤字を400万程度圧縮できる見込みである。役職員一同の努力の賜物であると思っている。また、資金調達及び設備投資の見込みについては、当協会Webサイトのリニューアル費用が500万円、「情報公開共同サイト」リニューアル費用が55万円、社内システムの機能強化費用には273万円ほど投入する予定であるとのことであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(太田理事) 本案は、全体として時宜を得たものであり、基本的に賛成である。補足的な意見として、公益法人研究学会の構想について大賛成であるが、やはりお金がかかる。他の

学会をみると、信託法学会は信託協会が人件費・物件費を支弁しており、学会費だけではとても賄えない。全国公益法人協会も、早々と非営利法人研究学会を立ち上げ公益社団法人の認定を取っている。これに対抗して作るのであれば、日本のメインストリームを歩くような学者先生に入っていただき、学界から注目されるような学会を作って欲しい。自己資金ではとても無理なので助成金を獲得することを考えて欲しい。また、NPODASの全面撤退については、この10年間でなかなか期待した効果が出てこなかったと思うので、今回のIT投資はホームページ、協会内システムの刷新に重点配備することはやむを得ないと思うが、ある程度蓄積したデータベースを保有しているので、そのデータは全く廃棄するのではなく、他団体の非営利事業で活用してもらう方法を考えて欲しい。これには日本財団「CANPAN」が適切だと思う。CANPANも目下、今後どうするかを考えているようなので、ぜひよく協議し、せつかくのデータベースが活用されるよう検討してもらいたい。

(雨宮理事長) J C N E ((一財)非営利組織評価センター)がCANPANを引き継ぐとの話も聞いている。データを全部廃棄するのではなく、情報をどこかで活用できるよう今後議論していきたい。

(早瀬理事) 現在、日本NPO学会の副会長を務めているが、財政面の再建が主な業務である。ここ4年ほど赤字が続いていたが、実は今年は黒字である。これはまず、役員がボランティアであり、特にかんりの業務をこなしている事務局長が全くの無償で活動していることが大きい。また、会員は600名ほどいるが、会費が減ってくると赤字になってしまう。ほとんどの書類をPDF化し、紙に印刷しない等の経費節減を行った。

いろいろな学会ができることは好ましく、研究者にとっては発言の場が増えることは実績が増えるのでそのこと自体はプラスとなると思うが、学会運営については様々な経験値や悩みを共有したい。

また、各地域のNPOセンターも今は一般法人に対する相談対応ができないと困る時代になっている。そのことに対し、公法協が研修をするというアプローチはあり得ると思う。私自身は日本NPOセンターの理事もしているので利益相反的な発言にならないように気を付けなくてはならないが、公益法人協会の知見が各地のNPOセンターにとってもプラスになる時代なので、地域に拠点がないと思われるのではなく、拠点を設けるべくアプローチをしてみてもどうか。

(雨宮理事長) 有益なご意見に大変感謝する。今後検討していきたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第7回及び『西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金』支援金第2回各配分先の決定」の件

鶴見常務理事から、同議案説明があった。説明によると、「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」については、応募団体が計19件（岩手県5件、宮城県5件、福島県9件）あり、2月27日の配分委員会での審議の結果、指定寄附基金は4件で191万2,442円、また、一般寄附は6件で188万円を配分助成したい。また、「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」について

は、応募団体が7件（岡山県2件、愛媛県5件）であり、「みんなで作る財団おかやま」及び「ジャパン・プラットフォーム」の推薦により、7件で324万604円を助成配分したい。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（太田理事） 用途を指定した被災地支援寄附は松口奨学会だったと思うが、年度ごとに助成先が変わるのではなく3年間助成先を継続する方針で、不登校児童への支援と福島の放射能汚染地域の学生への支援の二本柱でやっていたと思う。あの3年間は終わっていないと思うがどうか。

（鶴見常務理事） そのプロジェクトは、複数年度助成ということで31年度までに終了予定として先の理事会で承認が下りている。この一覧表には載せていない。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第4号議案「『就業規則』及び『準職員就業規則』の改定」の件

鈴木副理事長から、同議案の説明があった。説明によると『就業規則』『準職員就業規則』（以下「就業規則等」）については、安倍内閣の働き方改革により年次有給休暇の取得率を高め、10日以上有給休暇を持つ労働者に対し使用者が義務として年5日、時季を定めさせた上で取得を図る法律が4月1日より施行となることに伴い、就業規則等の当該箇所（年次有給休暇）を改定するものである。もう一つは、平成16年度に施行された裁判員制度の裁判員候補者に職員1名が該当したので、年次有給休暇以外の有給休暇とすべく規定（特別休暇）を改定するものである。なお、今回の改定後の規定は4月1日から施行する、ということであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（片山理事） 時季を指定して年5日…との有給休暇は、就業規則の改定が義務か。

（鈴木副理事長） 改定は必須である。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第5号議案「平成31年度役員報酬（4～6月）」の件

雨宮理事長から、本議案について説明があった。説明によると、役員報酬の月額については30年度と同じであるが、6月の定時評議員会の終結をもって理事長（自分）以外の理事の任期が満了するため、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、なお、鶴見常務理事は3月末で理事を退任するので、31年度の役員報酬の対象は2名となる。とのことであった。

審議の結果、原案どおり（別紙）、出席理事全員一致で可決した。

#### 第6号議案「退任理事に対する退職慰労金」の件

雨宮理事長から、本議案について説明があった。説明によると、鶴見常務理事が3月末で退任することに伴う退職慰労金を、役員報酬規程に基づき在任期間1年9ヶ月として945,000円として算定したとのことであった。

（太田理事） 説明資料中の在任期間の中に「理事就任年月日」とあるが、正確には「常務理事就任年月日」ではないか。

(雨宮理事長) 日付としては同じ日ではあるが、説明としてはご指摘のとおりである。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第7号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

##### ・第26回評議員会

日 時 平成31年6月27日(木) 14時開始

場 所 仏教伝道センター (港区芝)

目的である事項等

- ・平成30年度事業報告及び同附属明細書の承認
- ・平成30年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認
- ・「理事の選任」の件
- ・「監事の選任」の件
- ・「評議員の選任」の件
- ・「役員等候補選出委員会委員の選任」の件
- ・「定款変更」の件

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### ○報告事項

下記の報告が行われた。

##### (1) 内閣府令の一部改正に関する意見募集及び公法協意見書 (雨宮理事長、鈴木副理事長)

公益認定法施行規則、公益認定等ガイドラインの一部改正案に関する意見が2月、内閣府からパブリックコメントに付されたが、当協会は意見書を提出した。意見書においては、原案に反対であるとし、その理由として、控除対象財産である6号財産の果実の中に「具体的に費消される見込みもなく、漫然と蓄積されるものが散見され」とあるが、仮にそうであれば個別に指摘をすれば足りるはずであること、元本と果実を区別し、なおかつその使用時期まで制限するのは規制強化そのものであること、指定寄附はいろいろな形があり得るので法令で規制するものではない、ことからである。

##### (2) 制度改正要望活動の状況 (鈴木副理事長)

昨年12月4日に開催した「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」は成功裡に終了したが、その提言の実現に向け、シンポジウムに先んじて、昨年11月9日に公明党、11月15日に立憲民主党、11月22日に国民民主党を訪問し、税制改正要望と合わせて制度改正要望を行った。また、内閣府公益認定等委員会事務局には提言要望書を提出した後、11月30日に訪問し説明を行った。さらに、政権与党である自民党に対しては、11月21日、1月16日、2月7日、3月1日に訪問し説明を行い、さらに3月5日に自民党本部「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」のヒアリングが開かれ、ガバナンスをめぐる提案、公益法人制度改革要望について意見を述べた。まだまだ手ごたえを感じるものでは

ないので、今後も皆さんとともに声を上げていきたくご協力をお願いしたい、とのことであった。

(3) 「民間法制・税制調査会」第二期活動計画（鈴木副理事長）

本調査会は、12月のシンポジウムの政策提言の基礎となった委員会であるが、30年度に十分に議論が尽くせなかったものがあり、特に小規模法人対策、会計基準対策などの議論を継続したい。30年度に引き続き、(一財)MRAハウスによる支援(助成予定額200万円)のもと実施したい。なお、委員会の委員構成は、法律系の先生方は今年度と同じであるが、会計基準絡みのテーマがあることから、会計系の先生を3名増やす予定であり、現在交渉中である。3月より準備を開始し、4月より8月を除く毎月開催を予定している、とのことであった。

(4) 平成30年度下期コンプライアンスの状況（鈴木副理事長）

報告によると、昨年9月理事会以降にコンプライアンス違反や、それに係る内部告発等はなく、また、定款・諸規程及び関係法令については今後、職員研修をさらに進めたいとのことであった。

(5) 平成30年度入退会の状況（鶴見常務理事）

報告によると、2月末時点の会員動向は入会が41件、退会36件であるが、毎年年度末に退会が多く発生することを考慮し、本年度の見通しは若干の純減を想定している、とのことであった。

(6) その他報告

上記(5)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)が鶴見常務理事、公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)が鈴木副理事長及び鶴見常務理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が鶴見常務理事であった。

また、最後に鶴見常務理事より、平成30年度事業報告、計算書類案の承認等に係る次回理事会の開催日を2019年6月4日(火)、場所はエッサム神田ホール1号館とする旨、連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時4分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事は記名押印する。

平成31年3月8日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

(別紙)

平成31年度役員報酬(4～6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号 俸	俸給月額	H31年 4～6月 合計	H30年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	12	320,000	960,000	3,840,000	週2日
鈴木 勝治	26	600,000	1,800,000	7,200,000	週5日

\* 鶴見常務理事・事務局長は平成31年3月31日を以て辞任予定。

\* 役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項)。